

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 ー 定額法
- ・無形固定資産 ー 定額法

(3) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金 ー 職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構による外部拠出型退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
当法人では、事業区分が社会福祉事業のみであるため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人は、拠点区分が1つであるため作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。
- (6) あすなろの家共働作業所拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (7) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(㊸))の作成は省略している。
- (8) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(㊸))

- ア 法人本部
- イ 就労継続支援B型事業
- ウ 生活介護事業
- エ 短期入所事業
- オ 特定計画相談支援事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地（基本）	15,063,437	0	0	15,063,437
建物（基本）	94,926,610	0	5,567,985	89,358,625
合 計	109,990,047	0	5,567,985	104,422,062

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地（基本財産） 御所市大字三室308-2 宅地504.18㎡	7,027,242円
土地（基本財産） 御所市大字三室308-1 宅地511.69㎡	8,036,195円
建物（基本財産） 御所市大字三室308-2 家屋243.87㎡	55,218,230円
建物（基本財産） 御所市大字三室308-1、308-2 家屋124.00㎡	34,141,395円
計	104,422,062円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

福祉医療機構 設備資金借入金	21,482,000円
計	21,482,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物（基本）	120,409,509	31,050,884	89,358,625
小 計	120,409,509	31,050,884	89,358,625
その他の固定資産			
建物	1,093,200	255,080	838,120
構築物	9,197,743	3,367,788	5,829,955
車輛運搬具	10,842,000	9,330,178	1,511,822
器具及び備品	1,724,610	1,452,237	272,373
小 計	22,857,553	14,405,283	8,452,270
合 計	143,267,062	45,456,167	97,810,895

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

令和5年8月にて短期入所事業を廃止

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし